

ILO／日本マルチ・バイ方式技術協力事業 に関する覚書の策定について

1 趣旨

我が国は、1974 年より ILO に対してマルチ・バイ方式の技術協力事業のための任意拠出を行っているところ、両者の協力関係をより明確かつ強固なものとするため、平成 21 年 6 月 17 日に、ILO ソマビア事務局長と渡邊厚生労働副大臣が、ILO と我が国厚生労働省の覚書に署名した。

※ 「マルチ・バイ方式による技術協力」とは、援助国が技術協力の内容を定めた上で、技術協力事業の詳細企画及び実施を国連機関に行わせる協力の形式。

日本政府は、1974 年から当該協力に対し、資金の拠出を行っている。

2 基本文書（覚書）の内容

- ① 事業は、国際労働基準等の ILO 活動の共通原則を反映。
- ② 拠出金は、日本の会計手続きに従って年度毎に拠出。
- ③ 事業の進捗状況の確認等のため、毎年日本政府と ILO で協議。
- ④ 事業の評価を適切に実施。
- ⑤ ILO における日本人職員の募集の支援。
- ⑥ 日本からの援助の可視性の確保。

なお、詳細については、附属文書を作成し、覚書の署名後速やかに書簡により交換を行った。